

# 平成21年6月市議会定例会提出案件

提出案件 10件	議案 6件	条例案件 3件 単行案件 3件	報告案件 4件
----------	-------	--------------------	---------

## I 条例案件

### 1 会津若松市税条例及び会津若松市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

- ① 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した者について、個人の市民税の所得割の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除することとした。
- ② 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税非課税措置の対象に、一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に限る。）、社会医療法人等が設置する医療関係者の養成所を追加することとした。
- ③ 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置を講ずることとした。
- ④ 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税減額措置の創設に伴い、当該減額措置を受けるための申告手続を定めることとした。
- ⑤ 阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定を削除することとした。
- ⑥ 固定資産税の課税標準に係る特例措置を平成23年度まで継続することとした。
- ⑦ 個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地を5年を超えて保有して譲渡した場合は、当該譲渡所得の金額から1,000万円を限度に控除して得た額を基礎として個人の市民税の所得割を課すこととした。
- ⑧ 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長することとした。
- ⑨ 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象に、特定保有株式を加えることとした。
- ⑩ 先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金決済をした場合における雑所得等を加えることとした。
- ⑪ 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する個人の市民税の税率を一律1.8%とすることとした。
- ⑫ その他必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① (1)の②から⑥まで、⑧、⑩及び⑫は公布の日から、(1)の①及び⑨は平成22年1月1日から、(1)の⑦は平成22年4月1日から、(1)の⑭は平成23年1月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

2 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税介護納付金課税額の限度額を10万円に引き上げることとした。
- ② 国民健康保険税の納税義務者である世帯主等の前年からの所得の状況の著しい変化等がある場合に当該納税義務者を国民健康保険税の減額措置の対象から除外する措置を廃止することとした。
- ③ 地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の所得割額の算定に関し、必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① (1)の①及び②は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用することとし、(1)の③は、それぞれの条文整備の項目ごとに平成22年1月1日、同年4月1日又は平成23年1月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築物に関する確認申請手数料の見直し等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 建築物及び工作物に関する確認申請手数料等を引き上げることとした。
- ② 道路の位置指定申請手数料を定めることとした。
- ③ 既存不適格建築物に係る全体計画認定申請手数料を定めることとした。
- ④ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定めることとした。

(2) 施行期日

平成21年9月1日から施行することとした。

## II 単行案件

### 1 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について

この案件は、県中地域水道用水供給企業団の解散に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

#### (1) 変更内容

福島県市町村総合事務組合の構成団体から、県中地域水道用水供給企業団を除くこととした。

#### (2) 施行期日等

福島県知事の許可のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用することとした。

### 2 財産の取得について

この案件は、謹教地区コミュニティセンター及び夜間急病センター用の施設として、建物を取得しようとするものです。

#### (1) 取得物件の所在

会津若松市山鹿町292番地3

#### (2) 物件の概要

① 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1棟

延べ面積 916.62平方メートル

② 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1棟

延べ面積 246.52平方メートル

#### (3) 取得金額

121,191,000円

#### (4) 取得の相手方

福島市中町7番17号

財団法人ふくしま市町村建設支援機構

### 3 財産の取得について

この案件は、東山地区観光便益施設の用地として、土地を取得しようとするものです。

(1) 取得物件

- ① 所在 会津若松市東山町大字石山字院内 地内
- ② 地目 雑種地、宅地

(2) 取得面積

11,393.62 平方メートル

(3) 取得金額

164,314,608 円

(4) 取得の相手方

会津若松市中央三丁目 10 番 12 号  
会津若松地方土地開発公社

### III 報告案件

#### 1 平成 20 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た（仮称）生涯学習総合センター整備事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

#### 2 平成 20 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た定額給付金給付事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

#### 3 平成 20 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、地上デジタル化共聴施設整備事業について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

#### 4 平成 20 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。